

## 医療関係職種養成施設を開設するまでの流れ

\* この表は理学療法士・作業療法士養成施設を開設する場合の例です。職種によりスケジュール等は異なる場合があります。

\* 下記のほか、前々年度の春頃から、専修学校認可に関する手続きも必要です。(担当：総務部学事課)

